

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
Eメール saitama@kyouiku-net.org  
ホームページ  
http://saitama6763.web.fc2.com/  
2009.3.6(金)  
No.153

# 勤務時間短縮 7時間45分 その実質的保障を！ 休憩時間の確保は法の定め

## 休憩時間は途中に、 一斉に、自由利用 違反管理者は懲役6カ月、又は罰金30万円以下

「学校は子どもがいるから、休憩時間はとれない」と思っている教職員がいます。しかし、教職員も労働者です。認識を改める必要があります。労働基準法（以下、労基法）二四条と労基法に基づいて定められた「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では、6時間を超す労働では、途中に45分の休憩時間を置くことになっています。途中で置くほか、自由利用、一斉取得が規定されています。人員分割して休憩時間を設定する場合は、校長は教育委員会に届け出なければなりません。また、時間分割は法上可能ですが、労基法の精神である、休憩後の仕事への鋭気を養う時間の実質保障の実態がなくなり、法を逸脱しています。労基法一一九条で、休

### 勤務終了時刻の少なくとも四五分前に休憩時間の設定を

「休憩が取れなかった場合、後に少なくとも45分以上の勤務時間がないと拘束時間が8時間を超えることになるため違法性がある」（さいたま労働基準監督署の見解）



憩時間の規定を守っていない場合は、使用者に6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すことが定められています。現在、学校の実態はどうでしょう。多くの職場では、勤務時間の割り振りは、途中に45分の休憩があっても、実際はこれ

ず、結果的に8時間45分勤務になっていきます。さらに超過勤務をしています。教員には時間外手当がありませんから、年中膨大なサービスマネジメントに苦しんでいることになり、その結果、教職員の働き過ぎは、異常を通り越して、過労死ラインをさまよっている状態です。事実、現職死も毎年出ています。病気休職者の増大、精神疾患の増大につながっています。

### 休憩時間の確保を

4月1日から、一日の労働時間が7時間45分、一週間の労働時間が38時間45分になります。県教委は「必ず45分の休憩時間を確保すること。」

## 主幹教諭と教諭との賃金格差は年額三十五万円

学校教育法が改定された結果、新たな職として四月から配置される主幹教諭は、市内で約四〇人弱と見られています。埼玉の場合、主幹教諭は管理職ではありません。管理職試験に合格した名簿登載者から主幹教諭が配置されます。また主幹教諭の給与は教諭の給料表では「授業はする、部活はする、特

このほど県教委が示した資料によると、管理職試験合格者の平均年齢は四五歳で、教諭から主幹教諭に昇格すると、教諭との賃金格差は、年額35万円になります。お金でもって職場の中



やむを得ず確保できない場合は、その日の勤務時間の他の時間帯に休憩時間を動かすなどして、実質的に休憩時間が確保できるよう・・・と交渉で回答しています。8時30分始業であれば、その日に45分の休憩が取れない場合、16時15分が勤務終了です。休憩時間の分割で対処する学校もあろうでしょう。

### 委嘱研修の削減など 仕事量の軽減必要

改訂学習指導要領で4月から授業時数の増加が

必ずです。休憩時間を確保するためには、教職員の増員と指定研修や委嘱研修の削減、報告文書の削減等、仕事量の削減は避けて通れません。市教委は多忙化解消の措置を講じるべきです。勤務時間の割り振りについては教職員の意向を十分にくみ取って、みんなで合意をつくることを大事にしましょう。